

島本町パブリックコメント手続実施要綱

(平成18年6月1日)

最近改正 令和5年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続に関し必要な事項を定めることにより、住民への説明責任を果たし、町の政策形成過程における透明性の向上を図るとともに、町政への住民等の参加を促進し、民主的な一層開かれた町政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「パブリックコメント手続」とは、町の基本的な施策等の策定に当たり、施策等の趣旨、目的、内容その他必要な事項を住民等に公表し、これらについて提出された住民等からの意見及び情報（以下「意見等」という。）を考慮して意思決定を行う手続をいう。

2 この要綱において「実施機関」とは、町長、教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会並びに水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う町長をいう。

(対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 町の基本的な施策に関する計画指針等の策定及びこれらの重要な改定
- (2) 町政に関する基本指針を定めることを内容とする条例又は住民に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例（町税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃に関する案の策定

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、実施機関は、パブリックコメント手続を経ることなく、施策等の策定を行うことができる。

- (1) 住民の意見を聴取する手続が法令、条例若しくは規則又はこの要綱以外の規定に別段の定めがある場合
- (2) 実施機関が迅速若しくは緊急を要すると認める場合又は軽微なものと認める場合
- (3) 実施機関に裁量の余地がないと認められる場合

(施策等の案の公表等)

第4条 実施機関は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、意思決定前に相当の期間を設けて、施策等の案を公表しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により施策等の案を公表するときは、併せて次に掲げる資料を公表するよう努めるものとする。

- (1) 施策等の案を作成した趣旨及び目的

- (2) 附属機関等の審議に付した場合にあっては、附属機関等から提出された答申等の概要
 - (3) その他住民等が施策等の案を理解するために必要な関連資料
 - 3 前2項の規定による公表は、町のホームページに掲載するとともに文化・情報コーナーに備え付けるものとする。
 - 4 実施機関は、前項の規定にかかわらず、町内の公共施設等に備え付けることにより公表することができる。
 - 5 実施機関は、次に掲げる方法により、住民等にパブリックコメントを実施する旨の周知に努めるものとする。
 - (1) 広報しまもとへの掲載
 - (2) 前号に掲げるもののほか、実施機関が適当と認める方法
(意見等の提出)
- 第5条 実施機関は、施策等の案の公表の日から30日間以上の意見の提出期間を設けて、住民等からの施策等の案に対する意見を受けなければならない。
- 2 意見の提出方法は、郵便、ファクシミリ若しくは簡易電子申込システムによる送付又は実施機関が指定する場所への直接持参とする。
 - 3 前項の規定により意見を提出する住民等は、住所等の連絡先及び氏名を明らかにしなければならない。
(町の考え方の公表)
- 第6条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を取りまとめ、提出された意見等と町の考え方とを併せて公表しなければならない。
- 2 前項の規定による公表の方法は、第4条第3項及び第4項の規定を準用する。
 - 3 実施機関は、提出された意見等を公表することにより第三者の利益を害するおそれがあるときその他公表することが不適切であると認めるときは、その全部又は一部を公表しないことができる。
(施策等の策定)
- 第7条 実施機関は、第5条の規定により提出された意見を考慮し、施策等を策定しなければならない。
(個人情報保護)
- 第8条 実施機関は、パブリックコメント手続を通じて収集した個人情報について、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び島本町個人情報保護に関する法律施行条例（令和4年島本町条例第24号）に基づき、適切に取り扱うものとする。
(意思決定過程の特例)
- 第9条 附属機関等において計画等の案に関し、この要綱に定める手続に準じた手続を経て策定した答申等に基づき、実施機関が政策等を策定する場合及びこの要綱に規定する事項について他に特別な定めがある場合は、この要綱の規定は、適用しない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

(適用除外)

2 この要綱の施行の際、現に立案過程にある政策等で既に住民等に意見を求める手続を経たものについては、この要綱の規定は、適用しない。

附 則

この要綱は、平成23年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月24日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に実施したパブリックコメントについては、なお従前の例による。